

— 県産材利用推進に関する基本方針の改正 —

趣旨

・本県では、スギを中心とした森林資源の充実を背景に、県産材の一層の需要拡大が急務であることから、「県産材利用推進に関する基本方針」を平成9年8月に制定し、これまでも公共建築物の木造化・木質化について、鋭意努めてきた。

・「宮崎県木材利用促進条例」が令和3年3月24日に公布・施行され、同年10月1日に「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（以下「法」という。）として改正・施行されたことを踏まえ、従来の基本方針を法や条例に基づく県の方針として位置付けるとともに、公共だけではなく民間を含めた建築物一般において、より一層の木造化・木質化を図るよう令和3年12月に改正を行ったところである。

本基本方針では、公共建築物における県産材の活用について、原則として木造とすることを掲げ、木材利用に積極的に取り組むこととしてきたが、関係法令等の制約から木造以外の構造となった場合でも着実な県産材利用を推進していくため、内装の木質化に関する方針を明確にするものである。

見直しの概要

1 公共建築物における県産材の利用促進と目標設定について

- ① 公共建築物において木造以外の構造とする場合でも、関係法令等の制約を受ける場合を除き、内装の木質化に取り組むものとする。
- ② 内装木質化に当たっては、別に定める目標量[※]を踏まえた県産材使用に努めるものとする。

※別紙「公共建築物における木造率等の目標について」に掲げる公共建築物の単位面積あたりの県産材使用量